

関係団体の長 様

富山県生活環境文化部環境保全課長
富山県厚生部くすり政策課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の事故防止対策の徹底について

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、かねてから適正な取扱いにご留意いただいているところですが、先般、県内の事業場において人為的ミスにより劇物である希硫酸が付近の河川に流出する事故が発生しました。

毒物及び劇物取締法においては、事業者は毒物又は劇物が外部に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならないと規定されておりますが、同様な事故の再発防止に向けて一層の管理・責任体制の強化が必要と考えております。

つきましては、毒物及び劇物による事故を未然に防止するため、下記の事項に留意されるよう貴会員（組合員）に対し、周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 毒物及び劇物の貯蔵、使用設備等について、日常点検の実施を徹底すること。
- 2 毒物及び劇物に関わる作業手順を再度確認し、人為的ミスを防止するための措置を講じること。
- 3 毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にした「危害防止規定」が作成されていることを確認するとともに、その内容が適切であるか点検を行うこと。
- 4 毒物及び劇物の漏洩、盗難又は紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 の規定に基づき、直ちに保健所(厚生センター)・警察署・消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。
- 5 冬期間は、落雪又は除雪作業による配管の破損等が生ずるおそれがあることから、安全対策を徹底すること。

業務上取扱者向けの危害防止規定の作成例並びに毒物及び劇物の保管管理等に関する点検表は、富山県環境保全課のホームページに掲載していますので、ご参考にしてください。

URL : http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1706/kj00011137.html

<事務担当>

環境保全課指導係

電話 076-444-3144

くすり政策課企画・薬事係

電話 076-444-3233